

CyberNetworkService 会員規約

提供会社 エム・アイ・シーネットワーク株式会社

本規約は、エム・アイ・シーネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）が運営する「CyberNetworkService」の会員規約（以下「本規約」といいます）に同意いただいた方が入会するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第 1 条 （ 定義 ）

1. 「CyberNetworkService」とは、当社が運営する会員制サービスをいいます。
2. 「各種サービス」とは、当社が提供する補償サービス等の様々な有料サービスをいいます。
3. 「会員」とは、当社が取り扱っている製品・商品や提供する各種サービスの案内を無料で受けることができるサービス（以下「本サービス」といいます）に当社が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。
4. 「利用者」とは、各種サービスの全部または一部を利用することができる法人または個人をいいます。
5. 「個別規約」とは、各種サービスの利用に関して、当社が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、当社が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
6. 「本規約等」とは、本規約および個別規約を総称していいます。
7. 「ID等」とは、当社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他各種サービスを利用するため当社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
8. 「会員情報」とは会員が当社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
9. 「履歴情報」とは、当社に記録されている会員による各種サービスの利用履歴をいいます。

第 2 条 （ 規約の適用 ）

1. 本規約は、本サービスに関する当社と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、当社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して1日以上の予告期間をおいて変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 3 条 （ 入会 ）

1.CyberNetworkService の会員登録希望者（以下「入会希望者」といいます）は、本規約を承認した上で、当社が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、当社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。

2.未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項に述べる手続きに従って、会員登録を申し込むものとします。

3.本条第 1 項および第 2 項に定める申し込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社はその申し込みを承諾しない場合があり、入会希望者は予めこれを了承するものとします。

- 1 登録申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
- 2 登録申込にあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
- 3 過去に各種サービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合
- 4 過去に各種サービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
- 5 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
- 6 その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと当社が判断した場合

第 4 条 （ 会員の氏名等の変更の届出 ）

1.会員は、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容を変更するときは、直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

2.前項の届出がなかったことで、会員が各種サービスの利用不能などの不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 5 条 （ 各種サービスの利用 ）

1.各種サービスの申し込み条件は会員であることとします。

2.会員は、本規約等に従って各種サービスを利用するものとします。

3.会員は、各種サービスと同時にまたはこれに関連して当社以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、各種サービスの利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。

4.会員は、自己の有する資格に基づいて各種サービスを利用する利用者に対し、本規約等において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、当社に対して、利用者による当該義務の違反に関し、当該利用者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用者が当該義務に違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、当該利用者による各種サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な設置を取るものとします。

5.会員は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、自己または利用者が各種サービスを通じて発信する情報および自己または利用者による各種サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

6.各種サービスの利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または当社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第 6 条 （ ID 等の管理 ）

- 1.会員は、当社から発行された各種サービス毎の ID 等の管理責任を負うものとする。
- 2.会員は、ID 等を利用者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID 等の名義変更はできないものとします。
- 3.当社は、ID 等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
- 4.会員は、会員の ID 等により各種サービスが利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、当社 の故意または過失により ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではないとします。

第 7 条 （ 各種サービスの料金 ）

- 1.各種サービスの利用料金は、別紙書面にて通知することとします。
- 2.各種サービスの利用料金は、歴月単位で計算し会員に毎月請求します。
- 3.当社が指定する各種サービスの複数セットの利用料金は、契約月は無料、契約月+1 ヶ月は 500 円（税抜）、契約月+2 ヶ月以降はセット利用料金とします。
- 4.各オプションサービスのご利用開始月が 1 ヶ月を満たさない場合でも 1 ヶ月分の料金を請求します。
5. CyberNetworkService については、ご利用開始月からの請求開始と致します。ご利用開始月、が月途中如何に関わらず、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第 8 条 （ 料金および支払い ）

- 1.会員は、各種サービスの利用にあたって、別途当社が定める利用料等の料金を、別途当社の定める方法により支払うものとします。
- 2.当社がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定

める規約等に基づいて料金等を支払うものとし、また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとし、

3.会員と、前項のクレジットカード会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社を免責するものとし、当社は、当該紛争に関連して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとし、

4.利用契約が終了するまでの期間において、第 10 条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスの全部を利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払を要するものとし、但し、第 16 条第 1 項に基づき当社が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。

5.当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第 6 条および本条第 1 項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとし、ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、当社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとし、その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、会員が本規約第 12 条に従って該当する各種サービスの解約を申し入れない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第 9 条（延滞利息）

会員は、各種サービスの利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.6%割合（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとし、

第 10 条（各種サービスの停止および失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の各種サービスの全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとし、

- 1 会員または利用者が第 14 条各号に定める禁止行為を行った場合。
- 2 会員が各種サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
- 3 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
- 4 その他、会員として不適切または各種サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
- 5 その他、会員が本規約等に違反した場合。

2.第 1 項の規定に従い何れかの各種サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した各種サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括支払いするものとし、

3.第1項の規定に従い、会員の各種サービス利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた各種サービスに関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

4.当社は、営業上、技術上などの理由により各種サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

1 当社は、各種サービスの廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、当社が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 当社は、各種サービスの廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 (各種サービスの提供の制限)

1.天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社の管理する設備もしくはシステムの保守などの定期的なまたは緊急に行う場合、あるいは当社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断により会員および利用者に対する各種サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定により各種サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または当社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる各種サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

2.当社は、本規約等の各種サービスの提供の制限によって生じた会員および利用者の損害につき一切の責任を負わないものとする。

第 12 条 (退会)

会員は、退会希望を書面にて当社に申し入れ、当社がその書面を受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。

第 13 条 (各種サービスの解約)

1.会員は、毎月20日までに当社が別途定める手続きを行うことで、各種サービスを、当月末日をもって解約することとします。

2.会員は、毎月21日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、各種サービスを、翌月末日をもって解約することとします。

第 14 条 (各種サービスの強制解約)

各オプションサービスの利用料金の支払いを2ヶ月連続して怠り、当社より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合。

第 15 条(禁止事項)

会員は、各種サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1.他の会員、当社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為また害するおそれのある行為
- 2.他の会員、当社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 3.他の会員、当社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為
- 4.他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為
- 5.ID 等を不正な目的をもって使用する行為
- 6.コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為
- 7.当社が運営する各種サービスの運営を妨げる行為、又は、そのおそれのある行為
- 8.公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- 9.第三者になりすまして本サービスを利用する行為
10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為
11. 本規約に違反する行為

第 16 条（損害賠償）

1.当社は、各種サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、会員に対し各種サービスを提供できなかったときは、各種サービスが利用不能にあることを当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます）から起算して、連続して 24 時間以上、利用不能であったときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下の端数を四捨五入するものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の 30 分の 1 に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。

2.前項の規定以外の事由により当社が損害の賠償する場合において、当社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員の本サービスの料金等 1 ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。

但し、当社の故意または重過失によらずに事業者会員に生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

3.第1項および第2項本文の規定にかかわらず、当社が当社の故意または重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合には、当該会員に現実に生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。

4.会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、当社が当該会員の利用契約を退会したか否かに関わらず、当該会員は当社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することとなる、当社は、その費用を現実に負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。

5.前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6.本サービスに関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は本条第1項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。

7.前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が、当社が行う損害賠償の限度は、当社が受領する損害賠償総額を本条第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第17条（個人情報保護）

1.当社は、本サービスおよび各種サービスの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、本サービスおよび各種サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

1 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。

2 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合

3 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合

5 法令により開示または提供が許容されている場合

2.個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受付します。

3.個人情報に関する問合せ先は、以下となります。 エム・アイ・シーネットワーク株式会社個人情報保護管理者（電話番号 03 - 6427 - 7117 HP <http://micnetwork.co.jp/>）

4.個人情報に関する苦情、解決の申し出先は、以下となります。財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室 電話番号 0120 - 700 - 779

第 18 条（反社会勢力の排除）

1.会員は、当社に対して本サービスの契約成立日において、会員（会員が法人の場合には、会員の役職員および出資者（以下「役職員等」といいます））が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

1 暴力団

2 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

3 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員

4 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員

5 前各号に準じるもの

2.会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

1 暴力的な要求行為

2 法的な責任を超えた不当な要求行為

3 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

4 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

5 前各号に準じる行為

3.当社は、本サービスの利用契約成立後に、会員において第 1 項各号に定める表明および保障事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知

その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会することができるものとします。

4.本条による解除によっては、当社の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5.本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、当社は何ら責任を負わないものとします。

第 19 条 (免責)

1.当社は、各種サービスの内容、提供および会員が各種サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、 確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2.当社は、会員が各種サービスを利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、 ソフトウェア、システム等 (以下「データ等」といいます) について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損 (改ざんを含みます。以下同じ) した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものとします。

3.当社は、各種サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、各種サービスを通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他各種サービスの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、当社の 故意または重過失による場合を除き、当社が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、当社は、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

4.当社は、会員が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第 20 条 (譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第 21 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 22 条 (合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【お申込による個人情報の取扱いについて】

お客様からお預かりする個人情報に関しては、当社の提供するサービスに限って利用し、その他目的以外での使用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から当社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。

また、ご契約をご辞退されたお申込関連書類に関しては当社が責任をもって一定期間経過後、機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。

【取得目的】

お客様との契約内容の確認及び契約承諾の為、お客様との取引・契約を円滑に履行する為、その他サービスのご案内等

【提供】

個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であってご本人の同意を得ることが困難であるとき

2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合

3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合

5. 法令により開示または提供が許容されている場合

【第三者の範囲】

以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

1. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います。）

2. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】

申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスを受けられない場合があります。

【個人情報開示、訂正、削除請求方法】

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除請求は、本人、または法定代理人、本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、当社の個人情報保護担当窓口にて受け付け致します。

【個人情報に関するお問合せ先】

エム・アイ・シーネットワーク株式会社 個人情報保護管理者 電話:03-6427-7117

<http://www.micnetwork.co.jp/>

【個人情報に関する苦情・解決の申し出先】

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 個人情報保護苦情相談室

フリーダイヤル 0120-700-779

クーリングオフについて

お申込書控受取後、電話受付の場合は本書受取後 8 日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまではクーリングオフができます。クーリングオフの効力はお客様が書面を発したとき（郵便消印日付）から生じます。クーリングオフをご希望の場合は、下記エム・アイ・シーネットワークカスタマーセンターまでご連絡下さい。

エム・アイ・シーネットワークカスタマーセンター

■電話: 0120-006-380

(受付時間 :11:00 ~ 19:00 土日祝日・年末年始・当社指定休日を除く)

■商品返却先:〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 1-12-2 クロスオフィス渋谷 6F

エム・アイ・シーネットワーク株式会社カスタマーセンター宛

【データ通信補償サービス】

エム・アイ・シーネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に定めるデータ通信補償サービス規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社が販売する移動機を購入するお客様（以下会員といいます）向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「データ通信端末補償サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第 1 条（本規約の取り扱い）

1.本規約に定める規定は全て CyberNetworkService 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては CyberNetworkService 会員規約に記載されている内容によるものとします。

また、CyberNetworkService 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2.当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

3.変更後の本規約は、第 8 条（通知の方法）に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。

4.本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、CyberNetworkService 会員規約の用語の定義によるものとします。

第 2 条（提供単位）

1.当社及び当社協力会社が販売するデータ通信端末のみ本契約を締結します。

2.利用会員は、当社及び当社協力会社にて契約された通信事業者（Y!モバイル・ソフトバンクモバイル・スマモバなど）のそのサービス契約者と CyberNetworkService の会員と同一の者に限ります。

第 3 条（適用対象）

1.対象移動機は、当社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。

2.本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。

3.前二項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

第 4 条（適用範囲）

本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

(1) 対象移動機の盗難

(2) 対象移動機の紛失

(3) 対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）

(4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第 5 条（本サービスの利用手続）

利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。なお、利用会員が Wi-Fi 端末（以下「端末」といいます）を当社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。

郵送された端末を検品し、使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して当社から電話連絡します。端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届、遺失届）の写しがない場合、当社は申請の受付を行わないものとします。検品後、当社のリファビッシュ品の端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）を郵送いたします。端末を郵送した月の CyberNetworkService 月額基本使用料に交換代金として 3,000 円（税抜）を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能若しくは紛失の場合は、提供元通信事業者に利用者が連絡し再発行手続きを行って頂きます。SIM カード再発行手数料等は当社の負担対象外となります。

第 6 条（契約申込み）

1. 本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込みものとします。

2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申込みものとします。

第 7 条（申込の承諾）

1. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2.前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
- (4) 対象移動機の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。
- (5) その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。

3.当社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第 8 条（ 契約の成立 ）

本規約の成立は、本規約第 7 条（ 申込の承諾 ）に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。

但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第 9 条（ 解約 ）

- 1.利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
- 3.サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第 10 条（ 本サービス適用期間 ） 本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第 11 条（ 料金 ）

本サービスの料金（以下「利用料金」といいます）は、CyberNetworkService「データ通信端末補償サービス」利用料とします。利用料金は月額 500 円（税抜）となります。

第 12 条（ 利用料金の支払い ）

1.利用会員は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を ON CyberNetworkService 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。

2.利用会員は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3.当社は会員が利用料金の支払を怠った場合は、支払が確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第 13 条（利用料金の日割り）

本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 14 条（消費税相当額の加算）

利用会員が支払う金額は、消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第 15 条（延滞利息）

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 16 条（免責）

1.当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。

(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「毀損等」といいます）の場合

(2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合

(3) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合

(4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損等の場合

(5) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合

(6) 対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合

- (7) 対象移動機の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
- (8) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
- (9) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
- (10) 戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
- (11) 放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合
- (12) 前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等
- (13) 保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、対象移動機の交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合
(※)2年目の応答日: n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする
- (14) 対象移動機の盗難が未遂であった場合
- (15) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等の場合

2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機的不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

【データ通信端末補償サービスプレミア】

エム・アイ・シーネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に定めるデータ通信端末補償サービスプレミア規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社が販売するデータ通信端末（PocetWiFi等）（※1）及びタブレット又はパソコン（以下「端末」といいます）を購入するお客様（以下「利用会員」といいます）向けに端末の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「データ通信端末補償サービスプレミア」（以下「本サービス」といいます）を提供します。（※1）データ通信補償サービスに基づく

第 1 条（本規約の取り扱い）

1.本規約に定める規定は全て CyberNetworkService 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、CyberNetworkService 会員規約に記載されている内容によるものとします。

また、CyberNetworkService 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2.当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

3.変更後の本規約は、第 8 条（通知の方法）に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。

4.本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、CyberNetworkService 会員規約の用語の定義によるものとします。

第 2 条（提供単位）

1.利用会員は、その本サービスに係る CyberNetworkService の会員と同一の者に限ります。

第 3 条（適用対象）

1.端末は、当社に登録されている利用会員の端末の販売履歴に照らし、直近で購入された端末とします。

2.本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象端末が変更または交換された場合、その変更または交換後の端末を対象端末とします。

3.前二項に定める場合を除き、対象端末を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象端末について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

第 4 条（適用範囲）

本サービスの適用範囲となる対象端末の故障等（以下、「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

- (1) 対象端末の盗難
- (2) 対象端末の紛失
- (3) 対象端末の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）
- (4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象端末の全損または一部の破損

第 5 条（契約申込手続・適用期間）

- 1.本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込みものとします。
- 2.本サービスの申込みは、利用会員が、対象端末の購入と同時に申込みものとします。
3. 本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第 6 条（申込の承諾）

- 1.当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2.前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
 - (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
 - (4) 対象端末の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。
 - (5) その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。
- 3.当社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第 7 条（本規約及び本サービスの変更、廃止）

当社は、利用会員の承諾を得ることなく、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。また、本規約及び本サービスの変更が、次条（通知の方法）に定める方法に従って利用会員に通知された場合、当該通知以後、利用会員には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

第 8 条（通知の方法）

本規約に係る事項について、当社から利用者に対する通知の方法は、当社が指定する WEB サイト上への掲示、書面の発送、eメールの送信、その他当社が指定する方法によるものとします。

第 9 条（保証の対象外）

1.当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。

- (1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「毀損等」といいます）の場合
- (2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合
- (3) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合
- (4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損の場合
- (5) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (6) 対象端末の利用年数が著しく長く、当該対象端末に対する補償を行なう事が難しい場合
- (7) 端末の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
- (8) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
- (9) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
- (10) 戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
- (11) 放射線照射又は放射能汚染によって生じた毀損等の場合
- (12) 前回の端末交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等の場合

(13) 保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用会員については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、端末交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合。

(※)2年目の応答日: n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする

(14) 端末の盗難が未遂であった場合

(15) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等の場合

2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 本サービスは、対象端末の紛失等に起因する対象端末の不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

第10条(本サービスの利用手続)

利用会員が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。なお、利用会員が端末を当社に郵送するものとします。その際の送料は利用会員のご負担となります。郵送された端末を検品し、端末が使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して当社から電話連絡をいたします。端末が盗難された場合、警察へ届け出た信憑書類(盗難届、遺失届)の写しが無い場合、当社は申請の受付を行わないものとします。検品後、当社のリファビッシュ品の端末(返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品)を郵送いたします。端末を郵送した月のCyberNetworkService月額基本使用料に交換代金として3,000円(税抜)を加算して請求いたします。

第11条(料金)

本サービスの料金(以下「利用料金」といいます)は、CyberNetworkService「データ通信端末補償サービスプレミア」利用料とします。利用料金は月額1,000円(税抜)となります。

第12条(利用料金の支払い)

1. 料金等は、当社がホームページ等に別途定める料金表に従うものとします。但し、当社が実施するキャンペーン及びイベント等により料金表が変更された場合、その料金表に従うものとします。

2. 本契約に基づいて、利用会員より本サービスの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から契約の解除があった日の月までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金をCyberNetworkService会員規約に基づく契約により利用会員が支払う料金等に合算して請求します。

3.利用会員は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとし、
す。 当社は利用会員が利用料金の支払を怠った場合は支払が確認出来るまでの間本サービスを対
象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第 13 条 (利用料金の日割り)

本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 14 条 (消費税相当額の加算)

利用会員が支払う金額は、消費税相当額 (消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)
を加算した額とします。

第 15 条 (保証の実施)

1. 当社は、利用会員から端末の毀損等の連絡を受け、利用会員からの保証に関する申請を受理し
たときは、速やかに保証を実施します。但し、保証に関する請求書類に不備がある場合、又は端末
の調査が必要な場合は、当社は、その事由が解消又は終了するまで、保証の実施を停止するこ
とがあります。

2. 端末保証は、サービス適用開始日より 2 年間で 2 回を限度とします。サービス適用開始日は、
CyberNetworkService のマイページ ※1 にて当社から利用会員へ通知致します。

※ 1. CyberNetworkService のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインター
ネットを確認することができる、お客さま専用のページです。URL:<http://www.micnetwork.co.jp>

第 16 条 (再委託)

当社は、本サービスの提供を自己の責任において第三者に対して委託することができるものとしま
す。

第 17 条 (延滞利息)

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日
から起算して支 払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合 (年当
たりの割合は、閏年の日を含む期 間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得
た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 18 条 (秘密保持)

利用会員は、本規約の内容及び本規約によって知り得た当社の業務上の秘密その他一切の情報
(但し、公知の情報 は除きます) を、規約期間はもとより規約期間終了後においても第三者に漏
洩、開示してはならないものとします。

第 19 条 (期限の利益の喪失)

利用会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、利用会員は当然に期限の利益を失い、本規約に基づき利用会員が当社に対して負担する一切の債務を直ちに当社に対し支払わなければならないものとしします。

- (1) 本サービスの利用料の支払その他本規約に基づく債務の履行を 1 回でも怠ったとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき
- (3) 破産、会社更正手続開始又は民事再生手続開始を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき
- (4) 任意整理を開始するか、又は任意整理開始のための手続きを弁護士、金融機関その他の者に依頼したとき
- (5) 支払停止若しくは振出した手形小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき
- (6) 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき
- (7) 解散決議をしたとき
- (8) 株主構成又は経営主体等の全部若しくは一部に重大と認められる変更があり、本規約の履行に支障があると当社が判断したとき
- (9) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき
- (10) 死亡したとき
- (11) 資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたときと当社が認めたとき
- (12) 財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (13) 反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等と関連を有することが判明したとき
- (14) 利用会員が、当社の名誉、信用、社会的地位その他の権利若しくは利益を損ない、若しくは重大な損害を与え、又はそれらのおそれがあるとき
- (15) その他、本規約の各条項のいずれかに違反したとき

第 20 条 (解除)

1. 当社は、利用会員が前条各号のいずれかに該当するときは、事前の催告その他の手続きをすることなく、直ちに 本規約の全部又は一部を解除できるものとします。
2. 前項の解除に伴い、当社は利用会員に対して、何ら損害賠償又は損失補償の義務を負わないものとします。

第 21 条 (解約)

1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。

第 22 条 (損害賠償)

1. 利用会員が本規約に違反した場合及び本規約の履行に当たって当社に損害を与えた場合は、利用会員は、当社に 対し、本規約解除の有無に拘らず、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 利用会員は、本サービスの終了後においても、前項に定める損害賠償の責を免れることはできないものとします。

第 23 条 (権利譲渡の禁止)

利用会員は、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に 差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第 24 条 (管轄裁判所)

本規約に関する訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【スマホ安心補償サービス】

エム・アイ・シーネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に定めるデータ通信補償サービス規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社が販売する移動機を購入するお客様（以下会員といいます）向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「スマホ安心補償サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第 1 条（本規約の取り扱い）

1.本規約に定める規定は全て CyberNetworkService 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては CyberNetworkService 会員規約に記載されている内容によるものとします。

また、CyberNetworkService 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2.当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

3.変更後の本規約は、第 8 条（通知の方法）に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。

4.本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、CyberNetworkService 会員規約の用語の定義によるものとします。

第 2 条（提供単位）

1.当社及び当社協力会社が販売する音声通信端末のみ本契約を締結します。

2.利用会員は、当社及び当社協力会社にて契約された通信事業者（Y!モバイル・ソフトバンクモバイル・スマモバなど）のそのサービス契約者と CyberNetworkService の会員と同一の者に限ります。

第 3 条（適用対象）

1.対象移動機は、当社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。

2.本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。

3.前二項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

第 4 条（適用範囲）

本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

- (1) 対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）
- (2) 未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による破損・水没等
- (3) その他再生が可能な状態であるとき

第 5 条（本サービスの利用手続）

利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。なお、利用会員が移動機端末（以下「端末」といいます）を当社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。

郵送された端末を検品し、使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して当社から電話連絡します。検品後、当社のリファビッシュ品の端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）を郵送いたします。端末を郵送した月の CyberNetworkService 月額基本使用料に交換代金として 5,000 円（税抜）を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能、若しくは紛失の場合は、提供元通信事業者に利用者が連絡し再発行手続きを行って頂きます。SIM カード再発行手数料等は当社の負担対象外となります。

第 6 条（契約申込み）

1. 本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込みものとします。
2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申込みものとします。

第 7 条（申込の承諾）

1. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。

- (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
- (4) 対象移動機の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。
- (5) その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。

3.当社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第 8 条（ 契約の成立 ）

本規約の成立は、本規約第 7 条（ 申込の承諾 ）に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。

但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第 9 条（ 解約 ）

1.利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。

2. CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。

3.サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第 10 条（ 本サービス適用期間 ） 本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第 11 条（ 料金 ）

本サービスの料金（以下「利用料金」といいます）は、CyberNetworkService「スマホ安心補償サービス」利用料とします。利用料金は月額 500 円（税抜）となります。

第 12 条（ 利用料金の支払い ）

1.利用会員は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を ON CyberNetworkService 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。

2.利用会員は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3.当社は会員が利用料金の支払を怠った場合は、支払が確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第 13 条（ 利用料金の日割り ）

本サービスでは月途中で開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 14 条（ 消費税相当額の加算 ）

利用会員が支払う金額は、消費税相当額（ 消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。 ）を加算した額とします。

第 15 条（ 延滞利息 ）

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合（ 年当たりの割合は、閏年の日を含む期 間についても、365 日当たりの割合とします。 ）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 16 条（ 免責 ）

1.当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。

(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等(以下総称して「毀損等」といいます) の場合 ※再生不能・紛失・盗難の場合はいかなる場合でも補償対象外となります。

(2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合

(3) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合

(4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損 等の場合

(5) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合

(6) 対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合

(7) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合

(8) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合

(9) 戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合

(10) 放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合

(11) 前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等

(12) 保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、対象移動機の交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合

(※)2年目の応答日: n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする

(13) 対象移動機の盗難が未遂であった場合

(14) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等の場合

2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機的不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

【スマホ安心補償サービスプレミア】

エム・アイ・シーネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に定めるデータ通信補償サービス規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社が販売する移動機を購入するお客様（以下会員といいます）向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「スマホ安心補償サービスプレミア」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第 1 条（本規約の取り扱い）

1.本規約に定める規定は全て CyberNetworkService 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては CyberNetworkService 会員規約に記載されている内容によるものとします。

また、CyberNetworkService 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2.当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

3.変更後の本規約は、第 8 条（通知の方法）に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。

4.本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、CyberNetworkService 会員規約の用語の定義によるものとします。

第 2 条（提供単位）

1.当社及び当社協力会社が販売する音声通信端末のみ本契約を締結します。

2.利用会員は、当社及び当社協力会社にて契約された通信事業者（Y!モバイル・ソフトバンクモバイル・スマモバなど）のそのサービス契約者と CyberNetworkService の会員と同一の者に限ります。

第 3 条（適用対象）

1.対象移動機は、当社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。

2.本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。

3.前二項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

第 4 条（適用範囲）

本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

(1) 対象移動機の盗難

(2) 対象移動機の紛失

(3) 対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）

(4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第 5 条（本サービスの利用手続）

利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。なお、利用会員が移動機端末（以下「端末」といいます）を当社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。

郵送された端末を検品し、使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して当社から電話連絡します。端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届、遺失届）の写しがない場合、当社は申請の受付を行わないものとします。検品後、当社のリファビッシュ品の端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）を郵送いたします。端末を郵送した月の CyberNetworkService 月額基本使用料に交換代金として 3,000 円（税抜）を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能若しくは紛失の場合は、提供元通信事業者の利用者が連絡し再発行手続きを行って頂きます。SIM カード再発行手数料等は当社の負担対象外となります。

第 6 条（契約申込み）

1. 本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込みものとします。

2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申込みものとします。

第 7 条（申込の承諾）

1. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2.前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
- (4) 対象移動機の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。
- (5) その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。

3.当社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第 8 条（ 契約の成立 ）

本規約の成立は、本規約第 7 条（ 申込の承諾 ）に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。

但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第 9 条（ 解約 ）

- 1.利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. CyberNetworkService 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
- 3.サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第 10 条（ 本サービス適用期間 ） 本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第 11 条（ 料金 ）

本サービスの料金（以下「利用料金」といいます）は、CyberNetworkService「スマホ安心補償サービスプレミア」利用料とします。利用料金は月額 1,000 円（税抜）となります。

第 12 条（ 利用料金の支払い ）

1.利用会員は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を ON CyberNetworkService 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。

2.利用会員は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3.当社は会員が利用料金の支払を怠った場合は、支払が確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第 13 条（利用料金の日割り）

本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 14 条（消費税相当額の加算）

利用会員が支払う金額は、消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第 15 条（延滞利息）

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 16 条（免責）

1.当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。

(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「毀損等」といいます）の場合

(2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合

(3) 当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合

(4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損等の場合

(5) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合

(6) 対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合

- (7) 対象移動機の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
- (8) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
- (9) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
- (10) 戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
- (11) 放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合
- (12) 前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等
- (13) 保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、対象移動機の交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合
(※)2年目の応答日: n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする
- (14) 対象移動機の盗難が未遂であった場合
- (15) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等の場合

2. 当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の利用による不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。